

第2次あさひかわ男女共同参画基本計画

令和4年度 主要施策実施状況報告書

令和5年（2023年）10月

旭川市

目 次

I 報告書について

1 位置付け	1
2 第2次あさひかわ男女共同参画基本計画	2
(1) 概要	
(2) 体系	
(3) 評価指標	

II 令和4年度主要施策実施状況

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革の促進	5
基本的方向1 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	5
施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	
施策の方向性2 性別にとらわれない職業意識の醸成，意識啓発の実施	
施策の方向性3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	
基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進	7
基本的方向2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	7
施策の方向性1 女性の登用の促進	
施策の方向性2 女性の能力や感性を活かすための環境整備	
基本的方向3 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	8
施策の方向性1 地域活動における男女共同参画の促進	
施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	
施策の方向性3 男女共同参画を推進する市民団体等への情報提供及び活動への支援	
基本目標3 誰もが働きやすい環境づくり	10
基本的方向4 男女の多様な働き方の促進	10
施策の方向性1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	
施策の方向性2 農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備	
施策の方向性3 女性起業家の支援等さらなる女性活躍の促進	

基本的方向 5	ワークライフバランスの推進	12
施策の方向性 1	男女が仕事と家庭生活を両立できる働き方改革	
施策の方向性 2	子育て・介護の支援体制の充実と固定的役割分担意識の解消	
基本目標 4	誰もが安心して暮らせる社会の形成	16
基本的方向 6	男女の人権の尊重	16
施策の方向性 1	DV 等の防止のための啓発と被害者の支援	
施策の方向性 2	女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携	
施策の方向性 3	性別による人権侵害防止等に関する啓発	
基本的方向 7	生涯を通じた健康の保持・増進	18
施策の方向性 1	保健・医療体制の充実とライフステージに応じた健康推進	
施策の方向性 2	性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発	

III 参考資料

1	人口の推移	21
2	旭川市の年齢 3 区分別人口割合の推移	21
3	出生数と合計特殊出生率	22
4	婚姻の動向	23
5	世帯構成の変化	24
6	政策・方針決定過程への女性の参画	25
(1)	市の附属機関等における女性の参画	
7	就労の場における男女共同参画	26
(1)	就労状況	
(2)	育児休業制度・介護休業制度	
(3)	企業の女性管理職等の登用	
(4)	旭川市の女性管理職等の登用	
8	配偶者等からの暴力防止	29
9	旭川市男女共同参画苦情処理委員	29

I 報告書について

1 位置付け

本市では、男女平等を実現し、男女共同参画を推進していくため、平成15年4月に「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」を施行し、この条例の目的の達成に向けて、令和3年3月、「第2次あさひかわ男女共同参画基本計画」（令和3年度～令和12年度）を策定しました。

この計画に基づく各施策を計画的に推進するため、年次報告書を作成し、毎年進捗状況を的確に把握・評価するとともに、その内容を公表することとしています。

また、男女共同参画の推進について幅広い視点からの意見や専門的意見を市の施策に反映させるため、「旭川市男女共同参画審議会」において、調査・審議を行い、審議会の機能が十分に発揮されるよう努めるとともに、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織の「旭川市男女共同参画推進本部」で計画に基づく事業の推進状況を把握するなど、計画の進行管理を行います。

本報告書は、旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例第24条の規定により、令和4年度における、本市の男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告するものです。

□ 旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例（一部抜粋）

第24条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

2 第2次あさひかわ男女共同参画基本計画

(1) 概要

ア 計画策定の趣旨

国では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を施行しました。

本市においても平成15年3月に「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」（以下「条例」という。）を策定し、男女共同参画推進に関する基本理念や、市と市民、事業者の責務を定めました。

この条例に基づき、令和3年3月に計画期間を10年間とする「第2次あさひかわ男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めています。

イ 計画の位置付け

この計画は、条例第15条に規定する男女共同参画基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、市町村の計画として位置付けています。

また、この計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画と位置付け、関連する施策の方向性にその旨を記載しています。

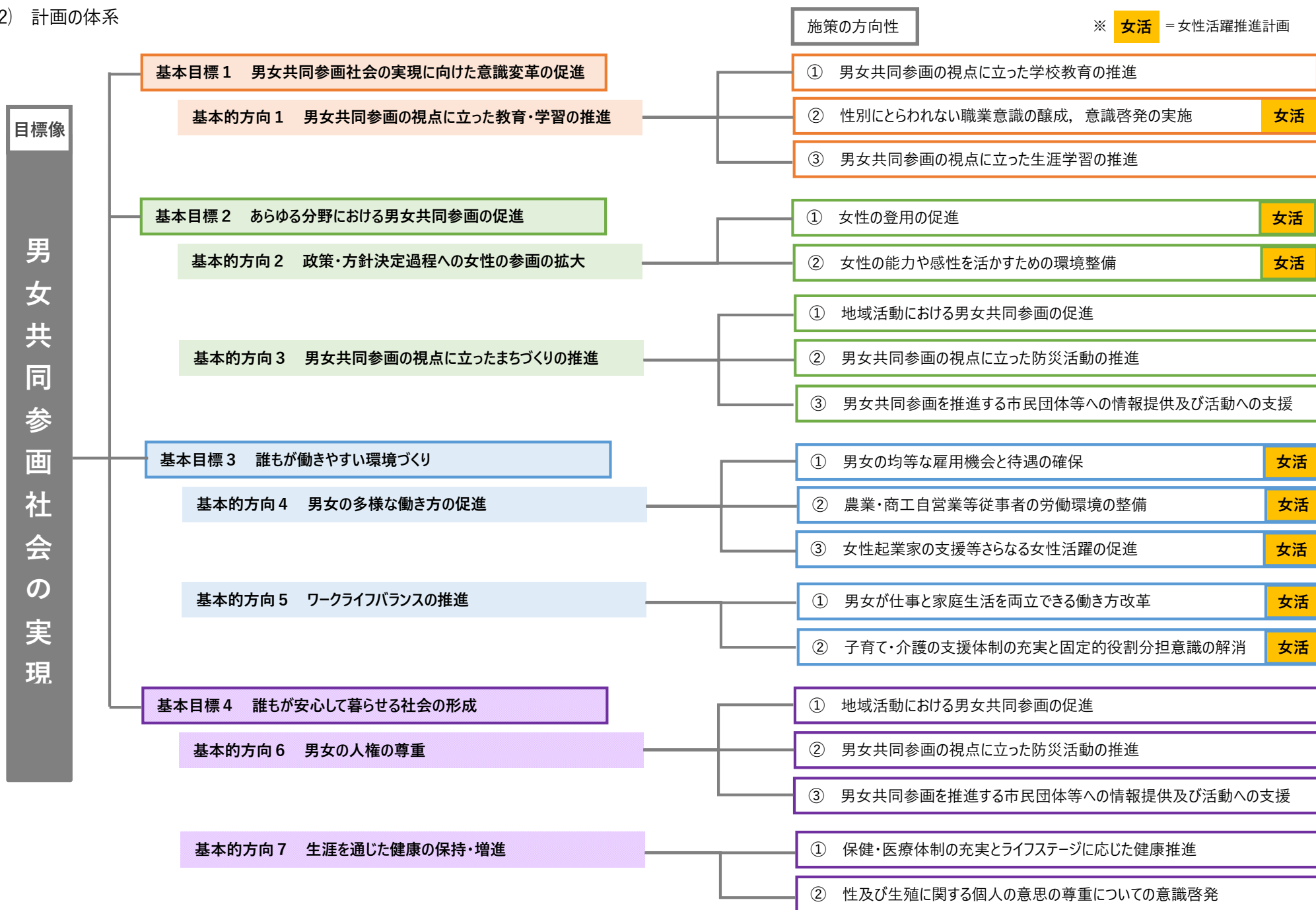
ウ 計画の構成

この計画では、目標像である男女共同参画社会実現のため、次の4つの基本目標を設定しています。

- ・ 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革の促進
- ・ 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進
- ・ 基本目標3 誰もが働きやすい環境づくり
- ・ 基本目標4 誰もが安心して暮らせる社会の形成

また、基本目標の達成に向け、7つの基本的方向を定め、各基本的方向の施策の方向性と評価指標で構成しています。

(2) 計画の体系



(3) 評価指標

基本的 方向	評価指標	基準値	現状値	目標値	調査 間隔	目標値設定の考え方（当初）	出典
1	性別に基づく固定的役割分担の考え方に反対の人 ※「反対である」と「どちらかといえば反対である」と回答した人の割合	52.1% (R1)	52.1% (R1)	62% (R11)	5 年	1pt/年での上昇を目指す	旭川市男女共同参画に関する市民意識調査
	男女共同参画社会の形成についての満足度 ※「満足」と「まあ満足」と回答した人の割合	12.6% (R1)	12.5% (R3)	15.6% (R11)	2 年	R3でH29の水準までの回復を目指し、その後同じ水準での上昇を目指す	旭川市民アンケート調査
2	市の附属機関等における女性委員の割合	25.5% (R2)	28.7% (R5)	36% (R12)	1 年	1pt/年での上昇を目指す	旭川市女性活躍推進部
	市職員の管理職における女性の割合 ※保育士・消防職・医療技術関係職を除いた行政職全体の割合	11.1% (R2)	12.9% (R5)	15% (R8)	1 年	特定事業主行動計画との整合性をとっている	旭川市総務部
	企業の管理職における女性の割合 ※課長職以上の女性の割合	7.9% (R1)	7.7% (R3)	15% (R11)	2 年	市と比較しやすい数値とするため課長職以上とし、R11時点15%を見込む（市から3年遅れ）	旭川市労働基本調査
3	市の附属機関等における女性委員の割合(再掲)	25.5% (R2)	28.7% (R5)	36% (R12)	1 年	実現可能な数値として再設定 1pt/年での上昇を目指す	旭川市女性活躍推進部
4	女性就業率	39.8% (R1)	39.8% (R1)	43% (R6)	5年	総合戦略との整合性をとっている	経済センサス基礎調査
5	ワークライフバランスを実現できていると思う人の割合 ※対象年齢18歳～59歳	17.1% (R1)	17.1% (R3)	22% (R11)	2 年	H29→R1で0.7ptの減。R3までにH29の水準まで回復を目指し、その後も同様に推移することを目指す(0.7ptの増/2年)	旭川市民アンケート調査
	市職員の年次有給休暇取得率 ※標準付与日数（20日）に対する取得日数の割合	11.6日 (R1)	12.8日 (R4)	15日 (R8)	1 年	特定事業主行動計画との整合性をとっている	旭川市総務部
	企業に勤める人の年次有給休暇取得率 ※平均取得率が60%以上の企業の割合	19.9% (R1)	23.1% (R3)	35% (R11)	2 年	H25→R1の伸び率（約1.5pt/年の増）が継続すると仮定	旭川市労働基本調査
	市職員の男性の育児休業取得率	10.5% (R1)	35.6% (R4)	20% (R8)	1 年	特定事業主行動計画との整合性をとっている	旭川市総務部
	企業に勤める男性の育児休業取得率 ※取得率10%以上の企業の割合	6.8% (R1)	19.0% (R3)	13.6% (R11)	2 年	10年で倍増を目指す	旭川市労働基本調査
6	相談機会が確保されていると感じている市民の割合 ※「充実している」と「まあまあ充実している」と回答した人の割合	24.9% (R1)	21.6% (R3)	34% (R5)	2 年	総合計画（推進計画）との整合性をとっている	旭川市民アンケート調査
7	健康寿命	【健康寿命】 男性：79.32歳 女性：83.75歳 【平均寿命】 男性：80.70歳 女性：86.65歳 (H29)	【健康寿命】 男性：79.77歳 女性：83.97歳 【平均寿命】 男性：80.95歳 女性：86.51歳 (R3)	平均寿命の 増加分を上回る 健康寿命の増加	1 年	総合計画との整合性をとっている ※基準値からの増加分を比較	旭川市保健所

II 令和4年度主要施策実施状況

基本目標1	男女共同参画社会の実現に向けた意識変革の促進			
基本的方向1	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進			
評価指標	基準値	12.9%(R5)	目標値	調査間隔
性別に基づく固定的役割分担の考え方に反対の人	52.1% (R1)	52.1%(R1)	62% (R11)	5年
男女共同参画社会の形成についての満足度	12.6% (R1)	12.5% (R3)	15.6% (R11)	2年

施策の方向性 1	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進			
関連予算事業名	男女共同参画推進費，教職員活動費（小学校），教職員活動費（中学校）			
取組の成果	男女共同参画や性の多様性に関する教員研修，高等学校や専門学校での出前講座等を実施し，男女共同参画の視点や性の多様性に関して，学生や教員の理解がより深められた。			
今後の課題，方向性	学校教育において，男女の相互理解と協力，性の多様性尊重の意識が高められるよう，教員研修や高等学校等での出前講座を継続する。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
出前講座の実施	参加者数	655人	557人	市内高等学校や専門学校，大学で実施された男女共同参画に関わる講座に講師を派遣。
教員研修の実施	参加者数	132人	73人	小・中学校教員を対象に男女共同参画に関する研修や，性の多様性への理解を深める研修を実施。

施策の方向性 2	性別にとらわれない職業意識の醸成，意識啓発の実施			女活
関連予算事業名	旭川圏トライアルワーク連携支援費，男女共同参画推進費			
取組の成果	高校生を対象としたインターンシップ事業において，本市男女共同参画の取組に係る教材で学習した上で，実際の職場での実習を行い，より効果的に生徒の理解を深められた。 あさひかわ男女共同参画だより「ハーモニー」にワークライフバランスの推進など，職業生活における男女共同参画の推進に係る記事を掲載し，広く市民に対して啓発を行うことができた。			
今後の課題，方向性	今後も，性別にとらわれない多様で主体的な職業選択やキャリア形成が可能となるよう，機会を捉えて意識啓発に取り組む。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
インターンシップの実施	参加校 参加生徒数	7校 1,142人	7 校 1,192人	市内高校生を対象としたインターンシップ事業において，本市男女共同参画の取組を紹介した教材を活用し意識啓発を実施。
あさひかわ 男女共同参画だよりの発行	発行回数	1回	1回	性の多様性やワークライフバランスなど，男女共同参画意識や人権尊重意識の醸成に寄与する啓発記事を掲載し，市有施設に設置・配布。

施策の方向性3		男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進		
関連予算事業名	男女共同参画推進費，公民館事業活動費，地域を支えるシニア世代育成費，生涯学習振興費			
取組の成果	男女共同参画意識の醸成に寄与する内容の講座を開催し，男女の相互理解を深めることができた。託児を行い，子育て中の市民が参加しやすい環境を提供することができた。			
今後の課題，方向性	今後も，より多くの市民に学習機会を提供できるよう，また，多様な学びに応えられるよう，講座内容や開催方法を充実するほか，託児など子育て中の市民が参加しやすい環境を提供する。			
取組	指標内容	R3	R4	詳細
出前講座・研修会の開催	参加者数	72人	135人	市民向けの男女共同参画啓発出前講座や研修会を実施。
公民館における女性大学・市民講座等の開催	延参加者数	997人	2,524人	年間カリキュラムの中に，積極的に男女共同参画についての理解を深める内容を取り入れた，女性大学・市民講座を開催。
公民館における親子で参加できる講座等の開催	延参加者数	556人	814人	親子で参加できる農業，自然体験会，料理や工作教室等を通じて，家庭における男女共同参画への理解を深める機会を提供。
公民館における百寿大学，シニア大学の開催	延参加者数	4,680人	8,712人	高齢期における男女の生きがいや仲間づくりを促進するため，14公民館で百寿大学及び公民館事業課でシニア大学（60歳以上の男女対象）を実施。
市主催生涯学習時における託児制度の充実	利用者数	45人	94人	3公民館での主催事業（料理講座やヨガ体験等）において，託児を実施。
生涯学習情報システムによる生涯学習に関する情報の提供	アクセス件数	122,329件	158,690件	インターネットにより生涯学習に役立つ情報を提供。

基本目標2	あらゆる分野における男女共同参画の促進			
基本的方向2	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大			
評価指標	基準値	現状値	目標値	調査間隔
市の附属機関等における女性委員の割合	25.5% (R2)	28.7% (R5)	36% (R12)	1年
市職員の管理職における女性の割合	11.1%(R2)	12.9%(R5)	15% (R8)	1年
企業の管理職における女性の割合	7.9% (R1)	7.7% (R3)	15% (R11)	2年

施策の方向性 1	女性の登用の促進			女活
関連予算事業名	市民参加推進費			
取組の成果	市の附属機関等の委員選任時に女性登用を促すなど女性の参画の拡大に努めることで、女性割合を向上することができた。また、市立病院における女性採用の確保や、能力に応じた上位職への女性登用により、個々の能力が発揮される職場づくりや市民サービスの充実を図ることができた。			
今後の課題、方向性	市における女性登用の促進に向け、研修等の機会を捉えて職員の意識啓発を実施するほか、市の附属機関等の委員選任制度等の検討を行う。また、市立病院においては、女性の受診患者に配慮した医療を提供できるよう、引き続き、女性の医師及び医療技術員の確保に努める。今後はさらに、企業における職場慣行の見直しを促すなど、企業に対する意識啓発について検討する。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
市の附属機関委員の選任基準の運用管理	委員等の女性割合	28.2%	28.7% (R5.4.1現在)	各附属機関等における委員の就任状況等調査を実施するとともに、委員選任マニュアルの適正な運用について、庁内への啓発を実施。
旭川市役所における女性の登用	補職者の女性割合	18% (R4.4.1現在)	18.6% (R5.4.1現在)	女性職員を新たに管理職として3人、係長職として17人登用。 ※市職員の補職者(係長職以上)における女性の割合 (保育士・消防職・医療技術関係職を除いた行政職全体の割合)
市立病院における女性の医師の採用	採用者の女性割合	11.8% 2人/17人	20.0% 4人/20人	女性の採用により、女性の受診患者へ配慮した医療を提供。
市立病院における女性の医療技術員の採用	採用者の女性割合	66.7% 2人/3人	100% 4人/4人	

施策の方向性 2	女性の能力や感性を活かすための環境整備			女活
関連予算事業名	職員活性化推進費、女性活躍・ワークライフバランス推進事業費			
取組の成果	市民講座や職員研修等の機会を通して、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの推進について意識啓発に努め、市内企業及び市における男性の育児休業取得率の数値に改善が見られた。			
今後の課題、方向性	今後は、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの必要性や有効性について、市民や企業、市職員に対して意識啓発を図るほか、男性の家庭参画を促す取組を実施する。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
職場環境づくり	男性職員の育児休業取得率	26.4%	35.6%	Inweb及び掲示板で周知を行った。 ※育児休業の対象となった旭川市男性職員の内実際に育児休業を取得した者の割合。
企業における職場環境づくり	企業に勤める男性の育児休業取得率	19.0%	—	ワークライフバランスや女性活躍に関する各種研修、職場環境づくりに係るアドバイザー派遣や優良企業の表彰を実施。 ※有給休暇の平均取得率10%以上の企業の割合

基本的方向3	男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進			
評価指標	基準値	現状値	目標値	調査間隔
市の附属機関等における女性委員の割合（再掲）	25.5%（R2）	28.7%（R5）	36%（R12）	1年

施策の方向性 1	地域活動における男女共同参画の促進			
関連予算事業名	地域まちづくり推進費			
取組の成果	地域活動における女性の参画を促し、多様な視点を踏まえたまちづくりの検討及び事業の実施につながった。			
今後の課題、方向性	今後も、性別を問わず、市民が地域活動に参加するよう促すとともに、委員推薦団体等に対して周知啓発を行うなど、更なる女性の登用を促進する。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
地域まちづくり推進協議会委員への女性の登用促進	女性委員割合	21.4%	28.6%	各団体への推薦依頼時において、可能な範囲での女性委員推薦を依頼。
消防団への女性の登用促進	女性団員割合	5.4%	5.4%	女性分団を結成、運営することにより、消防団への女性の登用を促進する。

施策の方向性 2	男女共同参画の視点に立った防災活動の推進			
関連予算事業名	コミュニティ防災資機材等整備費、防災対策費			
取組の成果	防災講習会に男女共同参画の視点を取り入れたほか、旭川市防災会議に女性委員を登用し、旭川市地域防災計画の検討を行うことで、本市の防災対策に女性の視点を取り入れることができた。			
今後の課題、方向性	防災対策に多様な視点を取り入れることは非常に重要であり、今後も、男女共同参画の視点を取り入れた防災講習会を開催するとともに、防災会議への女性委員登用を促進する。			
取 組	指標内容	R2実績	R3実績	詳 細
防災講習会の開催	開催回数 受講者数	16回 426人	24回 1134人	常時における自主防災組織への女性参画や災害時の意思決定における女性参画の重要性を説明。 ※旭川市防災講習会（全市民対象に受講者を募集）及び各地域で開催される防災講習会の延べ受講者数と開催回数
旭川市防災会議への女性の登用促進	女性委員割合	17.2%	17.2%	旭川市防災会議における女性委員の出席により、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を行うとともに、女性委員推薦の働きかけを実施

施策の方向性3	男女共同参画を推進する市民団体等への情報提供及び活動への支援			
関連予算事業名	男女共同参画推進費、ときわ市民ホール等管理費			
取組の成果	交流の場を提供することにより、男女共同参画推進団体の活動を支援につながった。			
今後の課題、方向性	今後も、男女共同参画を推進する市民団体等への施設利用支援を継続するほか、関係団体の交流の場の提供や啓発事業等の情報提供を行う。			
取 組	指標内容	R2	R3	詳 細
男女共同参画推進団体の活動支援	利用団体数 利用件数	11団体 113件	10団体 143件	男女共同参画推進団体に会議室(女性活躍推進部女性活躍推進課分室ハーモニー)と印刷機を無料で解放。
男女共同参画推進団体情報交換会の開催	参加団体数 参加者数	—	—	男女共同参画推進団体の活動報告と情報交換を実施。 ※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
ときわ市民ホールの女性利用支援	年間利用者数	92,343人 うち女性団体 21,046人	123,427人 うち女性団体 28,080人	ときわ市民ホールは、女性、勤労青少年、高齢者、障害者、ボランティアなど、多くの市民が交流を深めながら活動する施設であり、男女共同参画推進団体が交流を深めながら活動できるよう利用を支援。
	年間利用件数	7,782件 うち女性団体 2,273件	9,774件 うち女性団体 2,947件	

基本目標3	誰もが働きやすい環境づくり			
基本的方向4	男女の多様な働き方の促進			
評価指標	基準値	現状値	目標値	調査間隔
女性就業率	39.8% (R1)	—	43% (R6)	5年

12.9%(R5)

施策の方向性 1	男女の均等な雇用機会と待遇の確保			女活
関連予算事業名	旭川まちなかしごとプラザ事業費、母子福祉資金等貸付事業費、ひとり親家庭等自立支援費			
取組の成果	雇用に関わる制度等に関する記事を旭川労政だよりに掲載し、広く周知することができた。また、貸付や給付金支給などにより、ひとり親家庭等の資格取得や経済的自立に向けた取組を支援した。			
今後の課題、方向性	今後も、雇用に関わる相談窓口、制度やセミナー等の充実と情報提供に取り組むとともに、ひとり親家庭に対する各種制度について周知していく。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
就業相談の実施	相談件数 照会件数 就職件数	4,952件 1,198件 530件	3,374件 1,294件 475件	国などの関係機関と一体的に実施する旭川まちなかしごとプラザにおいて、求職者に対して、情報提供及び就職相談を実施。
旭川労政だよりの発行	発行部数	年 3 回 6,000部	年3回 6,000部	雇用に関わる制度やセミナー、相談窓口等についての情報提供を行う労政だよりを発行。
母子福祉資金等の貸付け	資金貸付件数 及び金額	124件 58,660千円	113件 61,028千円	母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等を貸付。
母子家庭等自立支援給付金 (教育訓練給付金)の支給	件数 及び金額	19件 1,024千円	6件 167千円	ひとり親家庭の親が資格取得のために養成機関に通学あるいは講座を受講する場合に給付金を支給。
母子家庭等自立支援給付金 (高等職業給付金)の支給	件数 及び金額	33件 38,879千円	24件 31,945千円	

施策の方向性 2	農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備			女活
関連予算事業名	中小企業振興資金融資事業費、担い手確保・育成バックアップ対策費			
取組の成果	新規創業や中小企業者等の資金調達を支援したほか、農業者団体等の研修に対し補助を行い、農業者としての資質向上が図られた。			
今後の課題、方向性	今後も、市内中小企業者や農業者への支援を継続するほか、農業や商工自営業等の従事者が意欲とやりがいを持って働くことができるよう、関係団体等に対する啓発を行う。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
新規創業支援	貸付件数 貸付額	41件 224,000千円	53件 286,500千円	市内での新規創業の促進や中小企業者等における資金調達の円滑化を図るため、中小企業振興資金に係る原資預託及び利子補給等を実施。
経営革新・販路拡大等支援	貸付件数 貸付額	1件 10,000千円	3件 37,000千円	雇用の維持・拡大を図るための経営の革新、新分野進出、働き方改革などの取組を行う市内中小企業者等に対し、中小企業振興資金に係る原資預託及び利子補給等を実施。
旭川市農業者団体等研修 支援補助金	研修会 参加者数	11人	13人	12月8日～9日に札幌市内で実施された全道 J A 青年部大会参加費について補助。

施策の方向性 3	女性起業家の支援等さらなる女性活躍の促進			女活
関連予算事業名	男女共同参画推進費、女性活躍・ワークライフバランス推進費・はたらく環境づくり支援費、中小企業振興資金融資事業費、地域企業経営者等育成補助金、ビジネスプランコンテスト事業費			
取組の成果	女性の社会参画を支援する市民協働イベントや女性を対象とした起業セミナーを開催し、女性起業家の支援を行い、女性活躍を促進することができた。また、費用助成による研修受講促進など、中小企業の経営者等の人材育成に資することができた。			
今後の課題、方向性	引き続き、女性の社会参画を促進するイベントやセミナーを実施するとともに、起業のハウツーに関するセミナーや先輩起業家の体験談や交流会を内容とする講座の開催、女性起業家のネットワークづくりの支援等を行い、自発的な活動を促す。また、引き続き、新規創業者への貸付支援やビジネスプランコンテストの開催など、市内における起業への機運を高めていく。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
女性活躍応援イベントの開催支援	参加者数	約800人	約500人	市民の企画提案による協働のまちづくり事業による、女性の起業や社会参画を応援するイベントを開催。
男女共同参画啓発講座	参加者数	2回 78人	6回 133人	女性の多様な働き方や社会参画への後押し、男性の家庭参画に関する連続講座を開催。
企業支援セミナー	参加者数	5人	22人	女性の活躍を促進するための起業、再就職支援や働き方改革などに関するセミナーを実施。
新規創業支援	貸付件数 貸付額	41件 224,000千円	53件 286,500千円	市内での新規創業の促進や中小企業者等における資金調達の円滑化を図るため、中小企業振興資金に係る原資預託及び利子補給等を実施。
地域企業経営者等育成補助金	受講者数	36人	52人	旭川市内の中小企業の経営者・従業員などが中小企業大学校旭川校など独立行政法人中小企業基盤整備機構の主催する研修事業を受講する場合に受講料の一部を助成。
道北ビジネスプランコンテストの開催	応募件数	17件	14件	創業や新分野進出等の機運を高めるため、道北の6市3町（旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、東川町）と連携し、創業や新産業の創出、企業の新分野進出等のビジネスプランを募集しコンテストを開催するとともに、プランのブラッシュアップ等の支援も実施。

基本的方向5	ワークライフバランスの推進			
評価指標	基準値	現状値	目標値	調査間隔
ワークライフバランスを実現できていると思う人の割合	17.1% (R1)	17.1% (R3)	22% (R11)	2年
市職員の年次有給休暇取得率	11.6日 (R1)	12.8日 (R4)	15日 (R8)	1年
企業に勤める人の年次有給休暇取得率	19.9% (R1)	23.1% (R3)	3% (R11)	2年
市職員の男性の育児休業取得率	10.5% (R1)	35.6% (R4)	20% (R8)	1年
企業に勤める男性の育児休業取得率	6.8% (R1)	19.0% (R3)	13.6% (R11)	2年

施策の方向性 1	男女が仕事と家庭生活を両立できる働き方改革			女活
関連予算事業名	女性活躍・ワークライフバランス推進費、職員研修費、職員活性化推進費、中小企業振興資金融資事業費、IT導入促進支援費			
取組の成果	市民講座や事業者表彰、アドバイザー派遣、研修等の取組により、広くワーク・ライフ・バランスに対する意識が高められた。また、テレワークやITの導入を支援し、多様な働き方を選択できる企業が増えている。			
今後の課題、方向性	市役所が率先して、更なる業務改善や多様な働き方により職員の負担軽減を図るなど、市内のワークライフバランスを推進するとともに、市役所における取組を広く市内企業等に普及啓発する。また、引き続き、企業におけるテレワークやITの利活用など多様な働き方の導入を支援する。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
女性活躍・ワークライフバランス研修会の実施	参加者数	222人	32人	民間事業者の人事・労務担当者を対象とした両立支援セミナーや、市内企業働く女性のネットワーク形成に向けた意識向上セミナーを開催。
ワークライフバランス推進事業者表彰	表彰企業数	3件	2件	ワークライフバランスの推進について、特に優れた取組を行っている事業者を表彰し、市の企業紹介ポータルサイトで取組を紹介。
ワークライフバランスアドバイザー派遣	派遣件数	1件	0件	事業者全体で常時雇用者が300人以下の市内に事業所を有するものに対しアドバイザーを派遣し労働時間の短縮、業務効率の改善等のアドバイスを実施。R4年度は実績なし。
職場環境づくり	取得日数	11.6日	12.8日	有休取得率の調査を行い、市HPで公表した。 ※市職員の年間の年次有給休暇取得日数。
	職員割合	11.1%	12.7%	各課より上限を超える時間外勤務命令に係る報告をしてもらい状況確認を行った。 ※時間外勤務が1月30時間を超える市職員の割合。
職員研修の実施	研修参加者数	119人	196人	DXによる時間外削減、育児休業制度の改正等、様々な視点からワーク・ライフ・バランスの重要性について講義を行い、職員意識の向上を図った。
経営革新・販路拡大等支援	貸付件数 貸付額	1件 10,000千円	3件 37,000千円	雇用の維持・拡大を図るための経営の革新、新分野進出、働き方改革などの取組を行う市内中小企業者等に対し、中小企業振興資金に係る原資預託及び利子補給等を実施。

施策の方向性 2	子育て・介護の支援体制の充実と固定的役割分担意識の解消			女活
関連予算事業名	女性活躍・ワークライフバランス推進費，男女共同参画推進費，母子保健推進費，赤ちゃん訪問事業費，子育て支援ナビゲーター活動費，私立認可保育所等建設補助金，保育体制充実費，地域保育所管理費，病児保育事業費，特別支援保育事業補助金，延長保育事業補助金，私立一時預かり事業費，放課後児童クラブ開設費，子どものための教育・保育給付費，私立認可外保育施設運営補助金，子育て短期支援費，ファミリーサポートセンター運営費，家族介護支援事業費，介護人材確保支援費，包括的支援事業費			
取組の成果	市民や企業を対象としたセミナーの開催や，関連記事を掲載したあさひかわ男女共同参画だよりの発行など，子育て・介護の両立支援や固定的役割分担意識の解消について，啓発活動を実施し，理解を深めることができた。 各種保育サービス等の提供により，保護者の多様な働き方を支援し，子育てと仕事の両立につなげることができた。また，各種介護サービスの充実や連携を強化するなど，介護者の負担軽減に努めた。			
今後の課題，方向性	今後も，各種保育サービスや介護サービスの充実を図り，仕事と子育て・介護の両立を支援するとともに，市民や企業に対する啓発活動を継続していく。			
取 組	指標内容	#N/A	R4	詳 細
あさひかわ男女共同参画だよりの発行(再掲)	発行回数	1回	1回	男女共同参画意識や人権尊重意識の醸成に寄与する啓発記事を掲載し，市有施設に設置・配布。
乳幼児・幼児に関する健康相談の実施	相談延人数	835人	1,143人	育児支援のニーズが増加傾向にあり，健康及び育児支援を要する市民に対し，保健指導，情報提供を実施。
赤ちゃん訪問の実施	訪問面接件数(実/延)	1,371人/ 1,385件	1,596人/ 1,606件	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し，育児等に関する不安や悩みを聞き相談に応じるなど支援を実施。
出産・子育て応援給付金の支給	出産応援ギフト支給者数・支給額	—	1,631人 81,550千円	出産に係る経済的負担軽減のために給付金の支給と伴走型の相談支援を一体として実施。
出産・子育て応援給付金の支給	子育て応援ギフト支給者数・支給額	—	1,030人 51,550千円	子育てに係る経済的負担軽減のため給付金の支給と伴走型の相談支援を実施。
子育て支援ナビゲーター	相談件数	1,126件	1,029件	就学前児童を持つ保護者に対し，保育所・幼稚園・小規模保育事業等の多様な保育サービスの情報提供を行う専門指導員を配置し，庁舎内での相談のみではなく，子育てサークルや子育て講座，各種イベントに出向き積極的な情報発信を行い，個々のニーズに対応することで待機児童解消の役割も担うほか，待機児童保護者に対しそのフォローアップも実施。
保育施設の整備	整備件数	保育所1件 認定こども園1件	認定こども園1件	保育環境の整備のため，認可保育所等の開設，増築，改築等の整備。
	定員増加数	保育所定員5名増 認定こども園定員増減なし	認定こども園定員増減なし	
保育体制の充実	予備保育士人数	66人	66人	旭川市の保育体制の充実強化とその適正化を図るため，保育士2名（予備保育士，低年齢児担当保育士）及び産休等代替職員を配置する経費を助成。
	低年齢児担当保育士人数	84人	85人	
	産休等代替職員人数	6人	8人	
乳児の受け入れ拡大	乳児の受入増加数	1人	0人	認可保育所を建設し，乳児の受入を拡大。
地域保育所の運営	地域保育所運営数	10施設	10施設	地域保育所を設置し，保育を要する幼児その他の児童の福祉の増進を図る。

取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
病後児保育	病後児保育 延利用者数	286人	253人	保育所等に通所している児童で、病気の回復期にあるため、集団保育が困難な児童に対し、保育サービスを実施。
病児保育	病児保育 延利用者数	373人	264人	保育所等に通所している児童で、病気の急性期にあるため、集団保育が困難な児童に対し、保育サービスを実施。
特別支援保育	利用児童数	1,920人 延べ人数 公立含む	2,096人 延べ人数 公立含む	保護者の労働、疾病等により保育を必要とし、かつ心身に障害等を有する児童を指定する保育所等で受け入れ、保育を実施。
延長保育	延長保育 実施施設数	85か所	83か所	保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育を実施する保育所等に対して補助を実施。
保育所等一時預かり	実施施設数	13園	13園	就労形態の多様化や核家族化の進行等により、一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対する需要が高まっていることから、これらの保育需要に対応するため一時預かり事業（一般型）を実施。
幼稚園等一時預かり	実施施設数	64園	64園	通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者が希望する園児を対象に一時預かり事業（幼稚園型）を実施。
放課後児童クラブ	定員数	3,183人	3,179人	放課後に保護者が就労等で家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。
休日保育	利用児童数	1,721人	1,881人	保護者の就労形態の多様化に伴い、保育の必要性の認定を受けた保護者の児童に対し、日曜日や祝日に保育を実施。
認可外保育所の 運営費一部助成	私立認可外 保育施設 助成件数	6施設	6施設	認可外保育施設の乳幼児の健全育成及び児童福祉の向上を図るため、運営費の一部を助成。
事業所内保育所の 運営費一部助成	事業所内 保育施設 助成件数	7施設	6施設	認可外保育施設の乳幼児の健全育成及び児童福祉の向上を図るため、運営費の一部を助成。
子育て短期支援事業	ショートステイ 事業利用 延人数	104人	164人	保護者の疾病、育児疲れその他様々な事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において、一定期間子どもの預かり支援を実施。
	トワイライト ステイ事業 利用延人数	52人	24人	平日の夜間や休日に保護者が急な仕事等により不在となり、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において子どもの預かり支援を実施。
ファミリーサポート センター事業	利用会員数	1,458人	1,540人	子育てと仕事の両立を支援するために、育児の援助を受けたい方と援助をしたい方を組織することにより、生後6か月から小学6年生までを対象に、学校等の送迎や預かり等の育児の援助活動を実施。
	スタッフ 会員数	210人	210人	
	援助活動 実績数	1,594件	1,676人	
こども緊急さばねっと事業	利用会員数	1,502人	1,581人	子育てと仕事の両立を支援するために、0歳から小学校6年生までの子どもの急な病気や急な仕事の場合に、子どもを預かってほしい「利用会員」と子どもを預かる「スタッフ会員」の橋渡しをする事業。
	スタッフ 会員数	164人	168人	
	援助活動 実績数	1,099人	1,441人	

取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
認知症高齢者見守り事業	活動件数	336件	526件	認知症に関する知識を備えた会員が、認知症高齢者の見守りや話し相手を実施。
働き続けたい 介護現場づくり支援事業	参加者数 (延べ)	249人	161人	介護職員の職場定着と離職防止を図るため、事業所の労働環境改善や業務に役立つ知識等の研修を実施。
地域包括支援センターの運営	相談件数	27,611件	28,206件	高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市内に11か所の地域包括支援センターを委託により運営。
介護119番 (介護総合相談)	相談件数	84件	54件	高齢者への福祉サービスを充実するため、高齢者の介護等に関わる総合相談窓口を設置し、関係機関との連携を図りながら、情報提供や各種相談の対応を実施。

基本目標4	誰もが安心して暮らせる社会の形成			
基本的方向6	男女の人権の尊重			
評価指標	基準値	現状値	目標値	調査間隔
相談機会が確保されていると感じている市民の割合	24.9% (R1)	21.6% (R3)	34% (R5)	2年

12.9%(R5)

施策の方向性 1	DV等の防止のための啓発と被害者の支援			
関連予算事業名	男女共同参画推進費，母子生活支援施設等運営費，女性相談事業費，社会福祉行政費			
取組の成果	研修会などの啓発事業を通じてDVに関する理解を深めるとともに，支援を必要とする女性及びその子を保護し，安定した生活を送る環境を提供することができた。			
今後の課題，方向性	DV被害の開始が低年齢化しているため，高校生など若年層への啓発にさらに力を入れる。また，研修受講などにより相談員の資質の向上し，関係窓口の連携を強化するなど，より良い支援に繋げる体制を構築する。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
DVに関する出前講座，研修会の開催	参加者数	314人	225人	市内高等学校や専門学校に女性支援団体を講師として派遣し，デートDVに関わる講座を実施。
DVに関する職員研修の開催	参加者数	19人	15人	DV被害者と関連の深い窓口業務に携わる職員を対象に，DV被害の実情や，業務遂行上の留意事項について啓発・注意喚起を実施。
母子生活支援施設	年間延べ利用者数	727人	688人	児童虐待，DV，経済的理由等で特に生活支援を必要とする母子を保護し，自立促進のための支援を実施。
配偶者暴力相談支援センターの運営	DV相談件数	81件	88件	DV被害に関する相談を受け付け，必要な手続きや同行支援，関係機関への引継ぎを実施。
民間シェルターの施設確保に要する費用の一部補助	交付金額	689,379円	775,451円	DV被害を受けている女性及びその子どもの保護や生活の自立に向けた支援を行うため，緊急一時保護及び相談支援を実施する民間シェルターに対し費用の一部を補助。
旭川人権擁護委員協議会の支援	協議会開催講座の参加者数	643人	915人	旭川人権擁護委員協議会が実施する人権啓発活動に対し支援。

施策の方向性 2		女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携		
関連予算事業名	女性相談事業費，女性相談つながりサポート事業費，ひとり親家庭等自立支援費，児童家庭相談事業費，相談活動費			
取組の成果	出張訪問や家庭訪問，電子メールを活用した相談受付やSNSによる相談窓口の周知により，今まで支援に繋がることができなかった人も含め，必要な支援に繋げることができた。			
今後の課題，方向性	相談者を，より適切で効果的な支援に繋げるため，研修受講などによる相談員の資質の向上と，相談窓口のより効果的な周知に努める。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
女性相談	女性相談件数	1,267件	1,165件	家族関係や夫婦問題等，女性が抱える様々な問題に係る相談を受付。
女性相談 つながりサポート事業	相談者実数	84人	189人	新型コロナウイルス感染症の影響により様々な不安を抱える女性に対し，出張相談などのアウトリーチを積極的に行い，不安の解消や問題解決に向けた支援を実施。
母子家庭等の 日常生活の支援	登録件数 利用件数	32件 342件	33件 484件	日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対し，生活の安定を図るための支援員を派遣。
ひとり親家庭相談	相談件数	1,511件	1,302人	ひとり親家庭が抱える経済的な悩みや，就労などの自立支援に関すること，母子福祉資金等貸付金に関する相談を受付。
母子家庭等就業・自立 支援センターにおける 相談・支援	相談延べ人数	306件	438件	ひとり親家庭の親の自立支援として，就業支援事業を実施。
子ども・女性支援 ネットワーク	ケース検討 会議回数	96回	141回	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦並びに配偶者等からの暴力被害者に関する情報その他要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換，及び支援内容に関する協議を行うため，関係機関や団体と連携を図りながら，会議や研修を実施。
	相談件数 (延べ)	5,120件	4,781件	
	研修会 参加者数	51名	52名	
一般市民相談及び 無料法律相談 (市民相談センター)	家庭問題・ 離婚・人権・ 雇用に関する 相談件数合計	508件	540件	市民の日常生活に生じる悩みに関する相談受付を実施し，弁護士による無料法律相談を開催。

施策の方向性3		性別による人権侵害防止等に関する啓発			
関連予算事業名	男女共同参画推進費，社会福祉行政費				
取組の成果	市民の男女共同参画意識の醸成や性の多様性に関する理解の深化，児童生徒における他人を尊重する意識の高まりに寄与した。				
今後の課題，方向性	男女共同参画意識の醸成や性別による人権侵害の防止に向け，市民や児童生徒に向けた啓発を継続する。				
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細	
出前講座，研修会の開催	参加者数	163人	149人	市内小中学校や養護教諭，市民や学生に向けて，性の多様性に関する研修会を実施。	
あさひかわ男女共同参画 だよりの発行(再掲)	発行回数	1回	1回	男女共同参画意識や人権尊重意識の醸成に寄与する啓発記事を掲載し，市有施設に設置・配布。	
旭川人権擁護委員協議会 の支援(再掲)	協議会 開催講座 の参加者数	643人	915人	旭川人権擁護委員協議会が実施する人権啓発活動に対し支援。	

基本的方向7		生涯を通じた健康の保持・増進		
評価指標	基準値	現状値	目標値	調査間隔
健康寿命	(健康寿命・H29) 男性：79.32歳 女性：83.75歳 (平均寿命・H29) 男性：80.70歳 女性：86.65歳	(健康寿命・R3) 男性：79.77歳 女性：83.97歳 (平均寿命・R3) 男性：80.95歳 女性：86.51歳	平均寿命の 増加分を上回る 健康寿命の増加	1年
	健康寿命：男性 0.45歳増/女性 0.22歳増 平均寿命：男性 0.25歳増/女性 0.14歳減 (H29→R3)			

施策の方向性 1	保健・医療体制の充実とライフステージに応じた健康推進			
関連予算事業名	出産支援推進費，不妊対策推進費，がん対策費，栄養改善推進費，特定健康診査等事業費，疾病予防費， 介護予防普及啓発事業費，地域リハビリテーション活動支援事業費，介護予防・生活支援サービス事業費，学校施設 スポーツ開放事業費，母子生活支援施設等運営費			
取組の成果	各種検診の費用助成や入院助産の支援，食生活改善講習会やスポーツの推進など生涯を通じた健康維持に係る啓 発の実施，高齢者介護に係る相談受付や女性医師等の確保などの体制整備により，市民の健康意識の醸成及び保 険・医療体制の充実に寄与することができた。			
今後の課題，方向性	各種取組を周知徹底するとともに個別勧奨を行うなど，これまで機会がなかった市民にも参加を拡大することで，検診 率の向上や生活習慣病等の早期発見，介護予防を推進する。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
妊婦健康診査に係る 費用の助成	妊婦健康診査 受診件数 (実/延)	1,681人/ 20,298件	1,689人/ 19,451件	安全な妊娠・出産のため，健康診査の費用助成を実施。
産婦健康診査に係る 費用の助成	産婦健康診査 受診件数 (実/延)	1,723人/ 3,128件	1,588人/ 2,886件	産後鬱予防や新生児への虐待予防等を図るため，産後の母胎回復 や授乳状況，産婦の精神状況等の把握等を行う産婦検診の費用助成 を実施。
不妊相談の実施	相談件数 (男女別)	男性14人 女性115人 不明10人	男性9人 女性20人 不明4人	不妊等に関する悩みの相談を受付。
特定不妊治療に要する 医療費の一部助成	助成件数 (実/延)	225人/398件	88人/88件	特定不妊治療(経過措置対象者)及び不育症治療に要する治療費の 一部を助成。
助産施設の利用	助産施設 利用者数	20人	14人	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産が受け られない妊産婦に対し、助産施設にて入院助産の支援を実施。

取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
がん検診の実施	がん検診 受診者数計	男性10,509人 女性37,632人	男性11,216人 女性38,768人	がんを早期発見し健康寿命の延伸を図るため各種がん検診を実施。
	胃がん検診 受診者数	男性2,470人 女性3,894人	男性2,631人 女性4,067人	
	肺がん検診 受診者数	男性3,208人 女性5,581人	男性3,433人 女性5,922人	
	大腸がん検診 受診者数	男性4,831人 女性8,219人	男性5,152人 女性8,641人	
	子宮がん検診 受診者数	女性11,370人	女性11,514人	
	乳がん検診 受診者数	女性8,568人	女性8,624人	
食生活改善地区組織活動 の実施	講座 参加者数	(成人) 男性22人 女性137人 (未就学児) 296人	(成人) 男性42人 女性193人 (未就学児) 363人	旭川食生活改善地域講習会 地域住民に向けた食に関する講義 成人を対象とする講義のほか、地域の保育園等に訪問しての未就学 児対象とする講義もあり（未就学児の男女比は控えていない）
食育推進事業の実施	事業 参加者数	男性16人 女性61人	男性14人 女性63人	食を育む料理教室 (1) チャレンジクッキング 対象：小学校4～6年生の旭川市民 参加者：男性14人 女性49人 (2) 野菜が主役の料理教室 対象：旭川市民 参加者：14人(すべて女性)
生活習慣病予防対策の実施	保健指導 実施人数	男性1,713人 女性1,940人	男性1,841人 女性2,089人	35歳～74歳の国保加入者を対象に、生活習慣病予防・早期発見のた めの健診及び特定保健指導等を実施。
	特定健診 受診率	男性25.1% 女性29.0% 全体27.3%	男性27.1% 女性31.2% 全体29.5% ※速報値	
	年齢拡大健診 (35～39歳) 受診率	男性8.1% 女性9.1% 全体8.6%	男性8.5% 女性12.0% 全体10.3%	
介護予防事業の実施	地域介護予防 運動教室事業	752回 延8,470人	752回 延11,084人	65歳以上の高齢者が、心豊かに、生きがいのある生活を送ることがで きるよう支援するため、介護予防の普及啓発等を実施。
	介護予防相談 介護予防 出前講座	1回 延4人 9回 延225人	0回 延0人 7回 延141人	
	認知症 予防教室	96回 延856人	96回 延1,357人	
	介護予防運動 教室事業	280回 延5,640人	280回 延9,297人	
	地域リハビリテ ーション活動支援 事業	集団 34件,34団体 個別 40件,40人	集団 58件,51団体 個別 52件,50人	
介護119番 (介護総合相談)	相談件数	84件	54件	関係機関と連携を図りながら、高齢者の介護等に関わる相談を受 付。

取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
介護予防・生活支援サービス事業	訪問事業	21,034件	20,407件	65歳以上の要支援者等に対し、各種介護サービスを提供。
	通所事業	34,011件	35,110件	
	介護予防支援事業	31,002件	30,701件	
市立病院における女性の医師の採用(再掲)	採用者の女性割合	11.1% 2人/18人	23.1% 3人/13人	女性の採用により、女性の受診患者へ配慮した医療を提供。
市立病院における女性の医療技術員の採用(再掲)	採用者の女性割合	66.7% 2人/3人	100% 3人/3人	
スポーツ教室の実施	参加者数	男性101人 女性212人	男性67人 女性243人	旭川市総合体育館スポーツ教室を実施。
学校施設スポーツ開放事業	利用者数	158,187人	248,873人	地域住民が生涯スポーツに親しみ健康と体力の維持増進を図るため、学校施設（体育館、グラウンド）を開放。

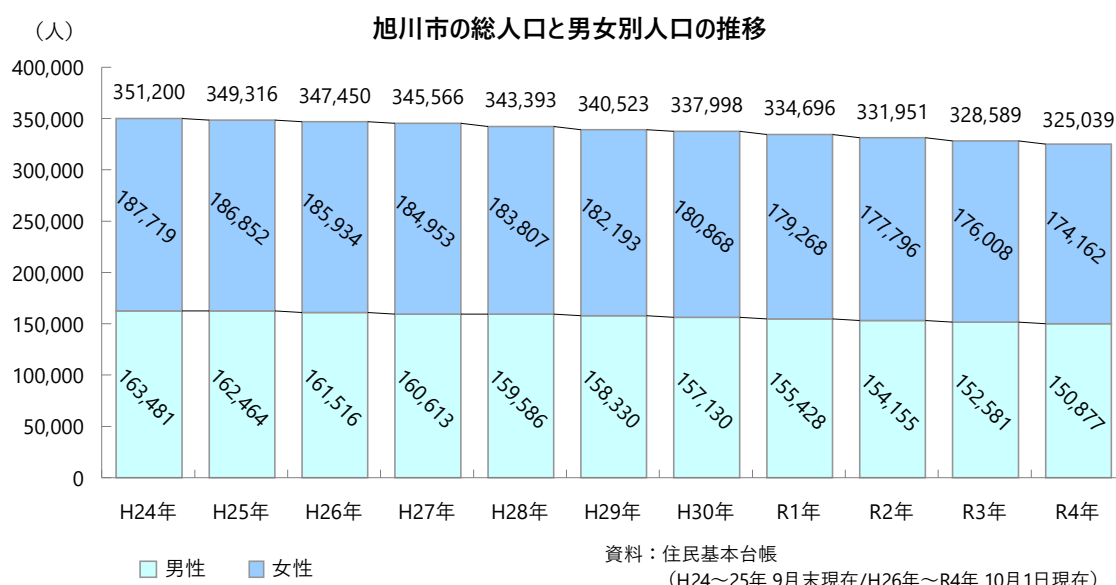
施策の方向性 2		性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発		
関連予算事業名	感染症予防対策費			
取組の成果	児童生徒が、性に関する理解を深めるとともに、命の大切さや自分を大切にする意識を高めた。			
今後の課題、方向性	思春期の体の変化や生殖に関わる機能の成熟等に関しては、保健師や助産師などを講師とした出前講座を実施する必要があり、エイズや性感染症に関しても、効果的な周知方法や情報提供の手段を検討する。			
取 組	指標内容	R3	R4	詳 細
生命（いのち）の 安全教育等の実施	実施範囲	－	市内 全小中学校	生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動及び影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けるための教育の実施。
エイズ性感染症出前講座	講座実施回数	0回	0回	市内の中学校、高等学校、大学・各種専門学校に周知し、依頼のあった学校に対し講師（保健所保健師）を派遣し、健康講座を実施。 ※令和2、3、4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

III 参考資料

1 人口の推移

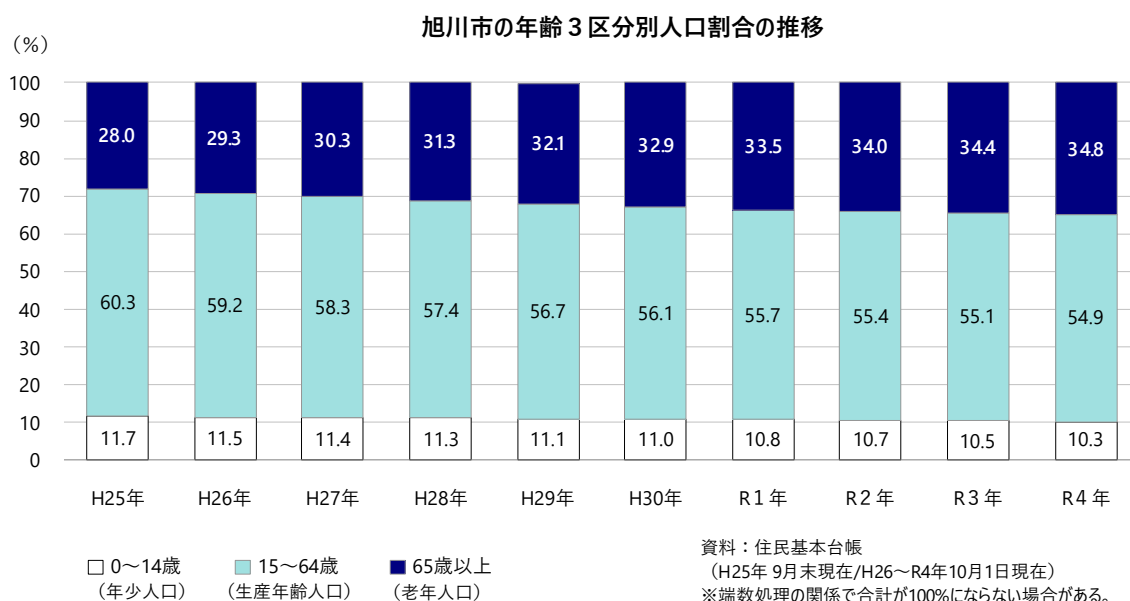
本市の人口は、平成 15 年頃までは、ほぼ横ばいで推移していたものの、その後減少傾向に転じ、平成 25 年には 35 万人、令和 3 年には 33 万人を割り込み、減少が続いています。

男女別の人口を 10 年前と比較してみると、女性は 187,719 人(H24)から 174,162 人(R4)で、減少率は 7.2%，男性は 163,481 人(H24)から 150,877 人(R4)で、減少率は 7.7%と、男女ともに減少しています。



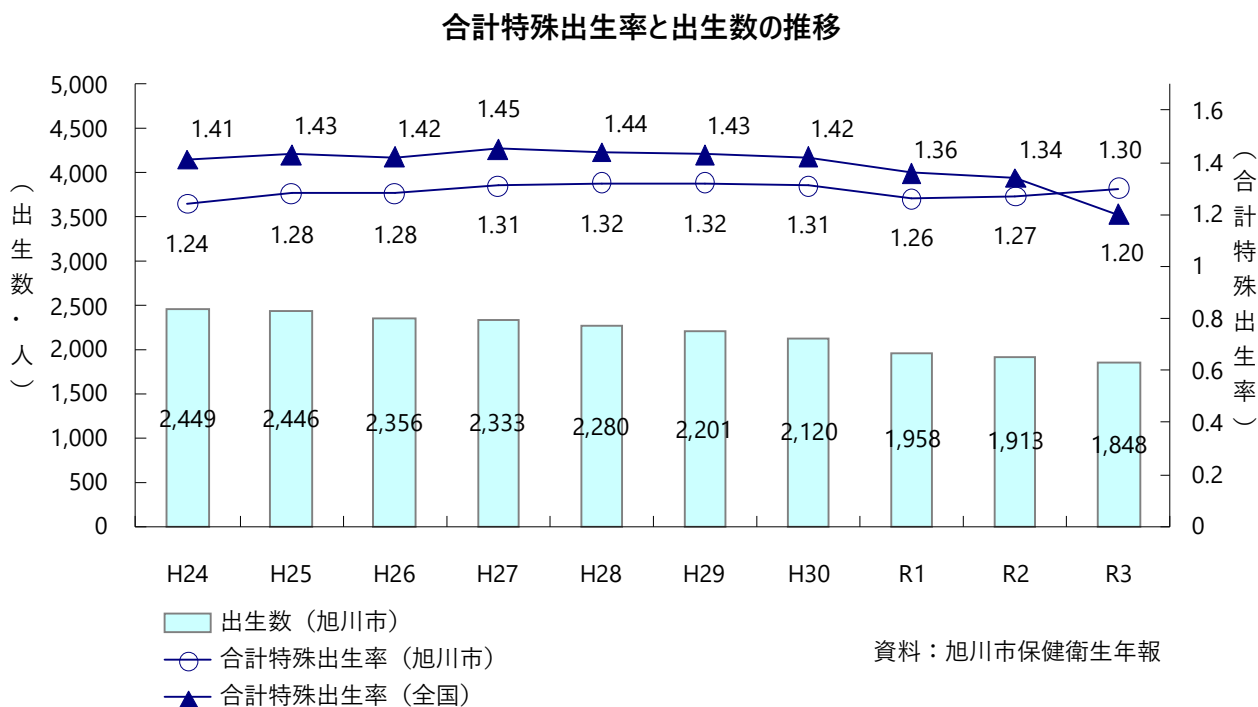
2 旭川市の年齢 3 区分別人口割合の推移

本市の年齢 3 区分別人口割合では、14 歳以下の年少人口と 15 歳以上 64 歳以下の生産年齢人口の割合が減少している一方、65 歳以上の老年人口の割合が大きく増加しており、少子高齢化が急速に進んでいます。



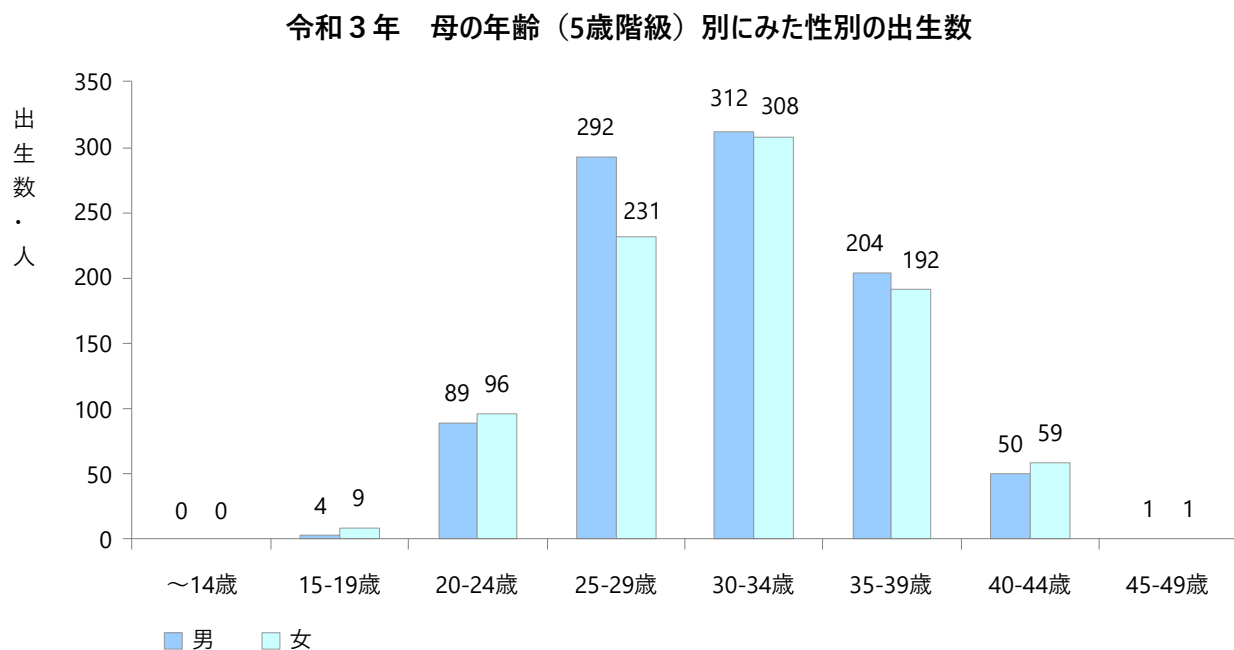
3 出生数と合計特殊出生率

本市の令和 3 年の出生数は、1,848 人で年々減少傾向にあります。令和 3 年の合計特殊出生率をみると、本市に比べ全国平均の減少率がより大きく、旭川市の合計特殊出生率が全国平均を上回りました。



※ 合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女子の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその観察期間の年齢別（年齢階級別）出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。（厚生労働省人口動態統計より引用）

出生数を母の年齢（5 歳階級）別にみると、30～34 歳の出生数が最も多く、ついで 25～29 歳、35～39 歳と続いています。



4 婚姻の動向

本市の平均初婚年齢は、過去 10 年の平均でみると、男性 29.8 歳、女性 28.6 歳となっており、ほぼ安定しています。

平均初婚年齢

(単位:歳)

	男 性			女 性		
	全 国	全 道	旭川市	全 国	全 道	旭川市
平成24年	30.8	30.4	29.7	29.2	29.0	28.5
平成25年	30.9	30.4	29.7	29.3	29.1	28.6
平成26年	31.1	30.7	29.8	29.4	29.2	28.6
平成27年	31.1	30.7	29.7	29.4	29.3	28.3
平成28年	31.1	30.7	30.0	29.4	29.4	28.7
平成29年	31.1	30.7	30.1	29.4	29.3	28.8
平成30年	31.1	30.8	29.7	29.4	29.5	28.7
令和元年	31.2	30.8	29.2	29.6	29.4	28.2
令和2年	31.0	30.7	29.8	29.4	29.4	28.7
令和3年	31.0	30.5	29.8	29.5	29.4	28.7
平 均	31.0	30.6	29.8	29.4	29.3	28.6

資料：人口動態統計、旭川市保健衛生年報

本市の令和 3 年の婚姻件数は、1,215 件で前年より 102 件減少し、婚姻率は前年の 4.0 から 3.7 と減少しています。離婚件数は 551 件で前年より 6 件増加し、離婚率は 1.68 と前年の 1.65 から増加しています。

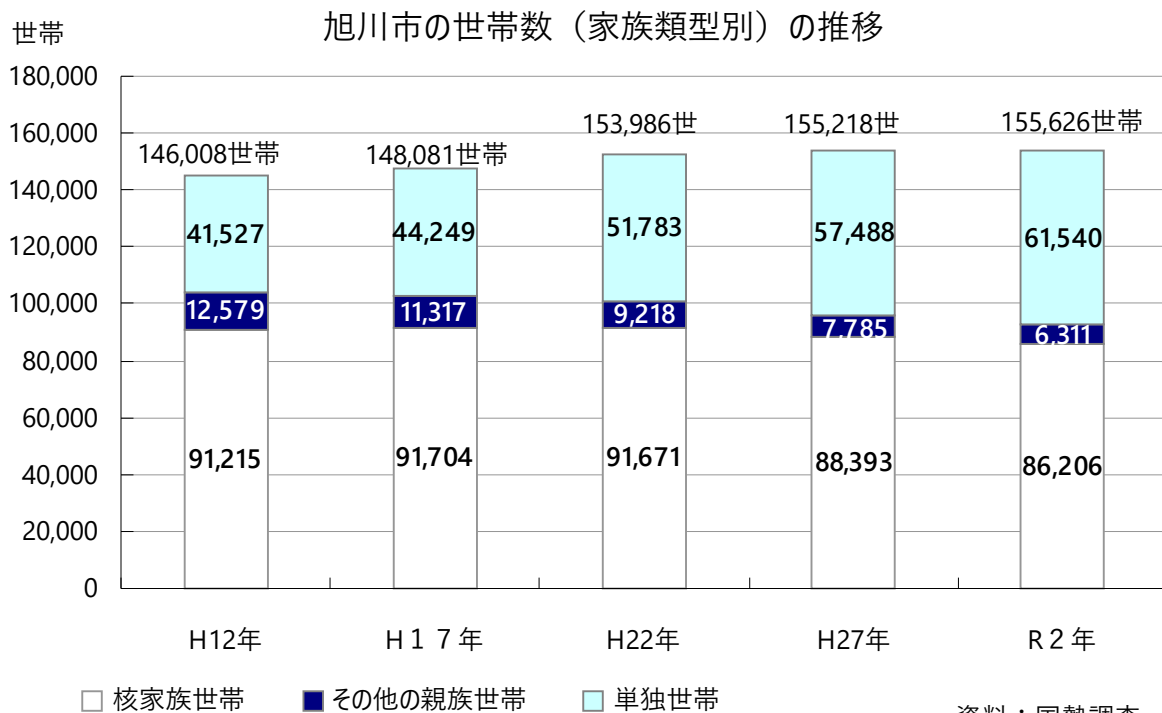
旭川市の婚姻・離婚の推移



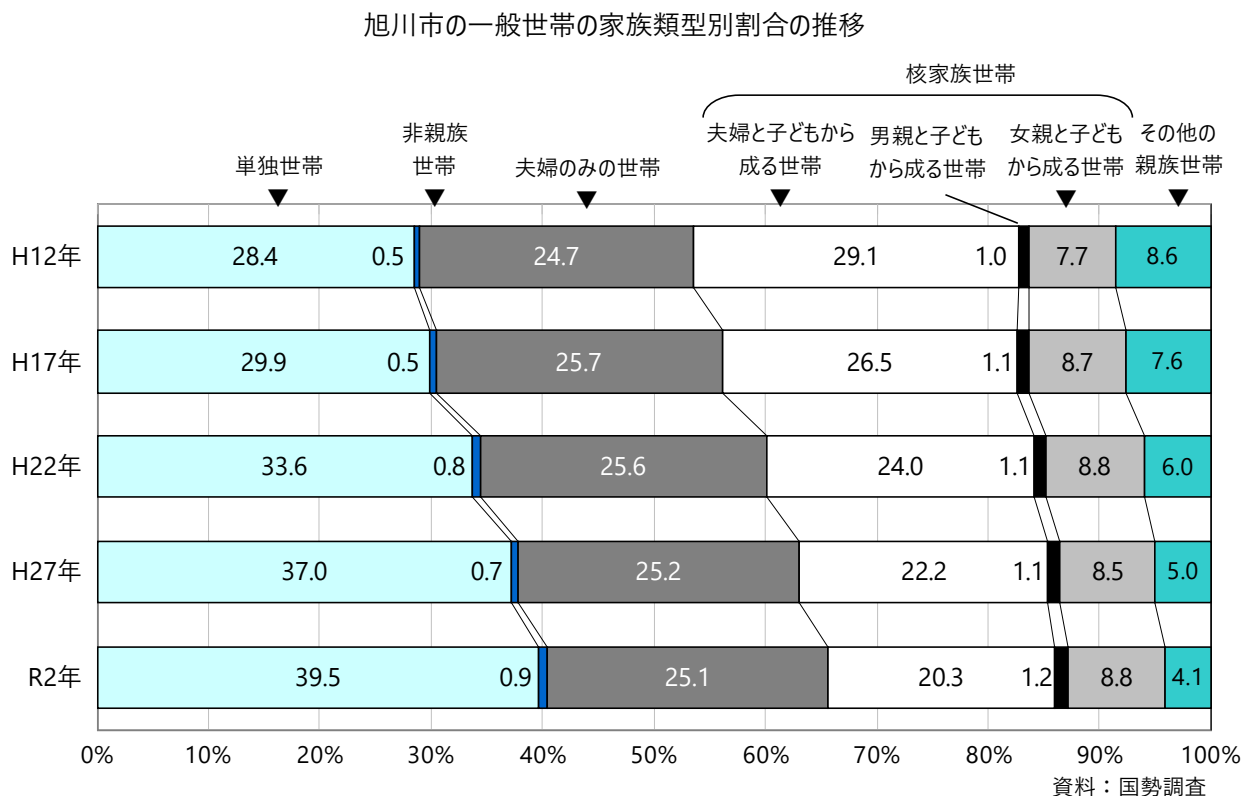
※ 離婚率 = (年間離婚件数 / 10 月 1 日現在人口) × 1,000

5 世帯構成の変化

本市の総人口は減少傾向で推移している一方で、単独世帯の増加に伴い世帯数も増加しています。



家族類型別にみると、「単独世帯」の割合が増加している一方で、「夫婦と子どもの世帯」の割合が減少しており、「女親と子どもの世帯（母子世帯）」の割合が増加傾向にあります。

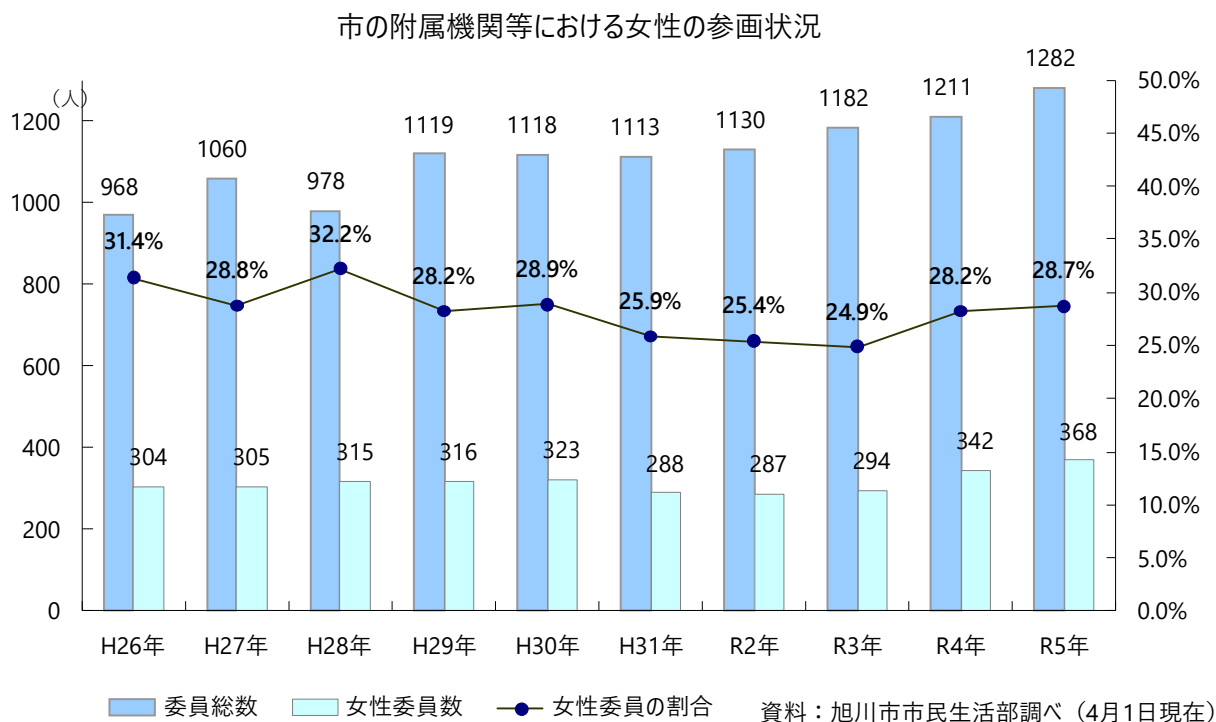


6 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 市の附属機関等における女性委員の割合

市の附属機関等における女性委員の割合は、平成 29 年度以降 30%を下回っていますが、令和 3 年の 24.9%を底として、令和 4 年以降は回復傾向にあります。

令和 5 年度は 28.7%と前年より 0.5 ポイント増加し、総委員数 1,282 のうち、女性委員は 368 人となっています。



市の附属機関等とは、市の附属機関に懇談会等を含めたもので、附属機関とは、法律又は条例の規定に基づき、市の機関が設置する審議会などの機関をいいます。一般的に審議会などは、市が施策を立案するに際して、市民や関係者の意見を広く聴取し、様々な角度から議論を尽くすための諮問機関として設置されます。

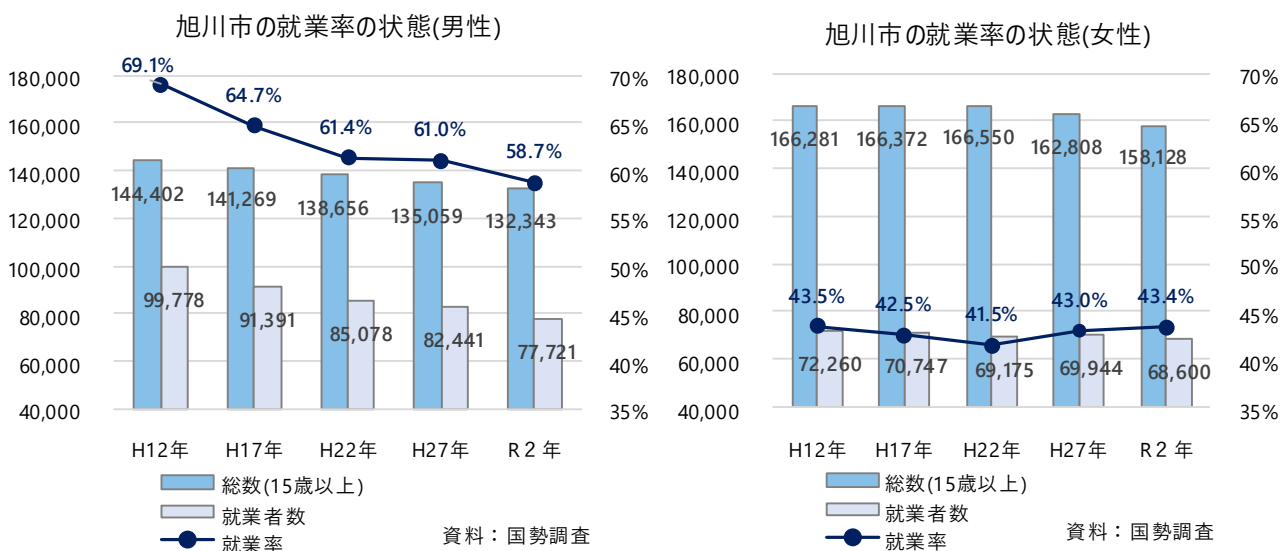
懇談会等とは事業の実施等に当たり、市民、関係団体、学識経験者等から意見聴取等を行い、その内容を行政運営の参考にする必要がある場合に開催されます。

7 就労の場における男女共同参画

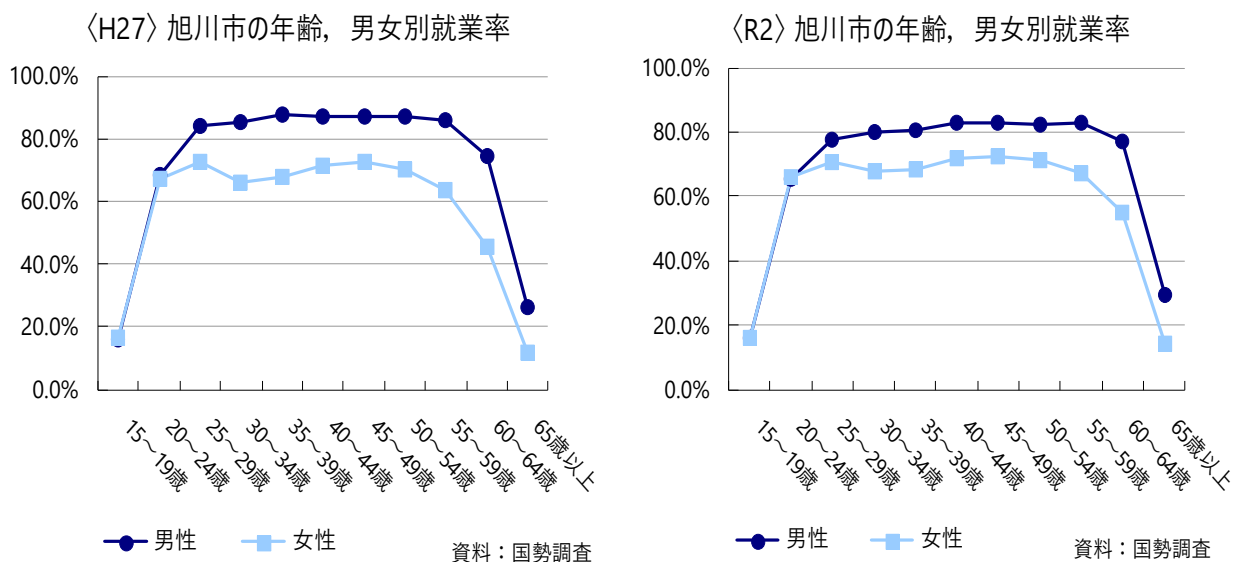
(1) 就労状況

本市の15歳以上の人口及び就業者数は、20年前と比較し、男女ともに減少を続けています。

男性の就業率は減少傾向にある一方で、女性の就業率には大きな変化はなく、令和2年度の就業率は男性が58.7%、女性が43.4%となっています。



平成27年と令和2年の年齢階層別就業率をみると、男性は、25歳から定年を迎える60歳前後まで就業率が大きく変わらないのに対し、女性は、30歳代を底にM字型カーブを描いています。これは、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことが背景にあると考えられますが、令和2年ではM字型カーブが緩やかになっています。



※ 「就業者数」は、従業者(収入を伴う仕事をしている者)と休業者(仕事を持っていながら病気などのため休んでいる者)を合わせたもの

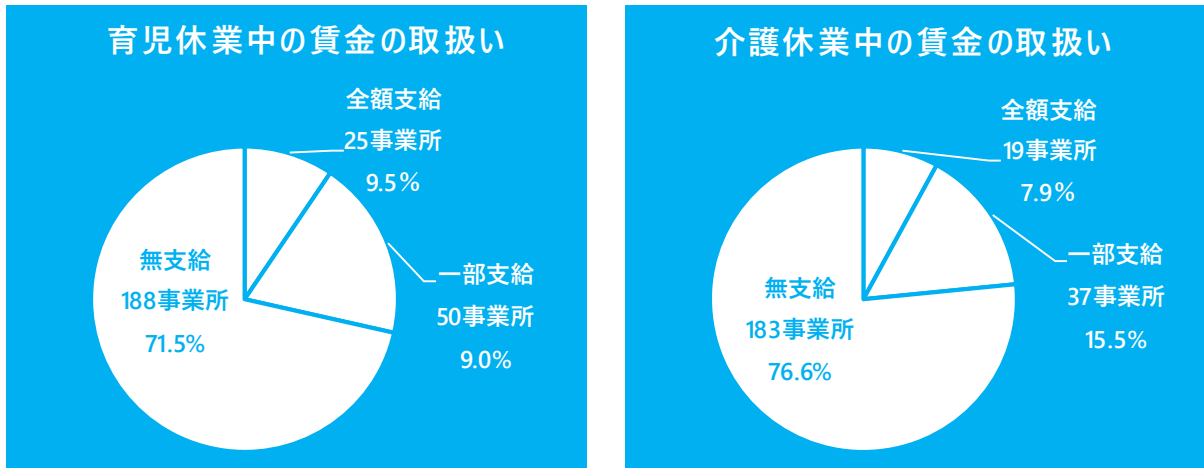
※ 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合

(総務省統計局「労働力調査の解説[第5版]」より引用)

(2) 育児休業制度・介護休業制度

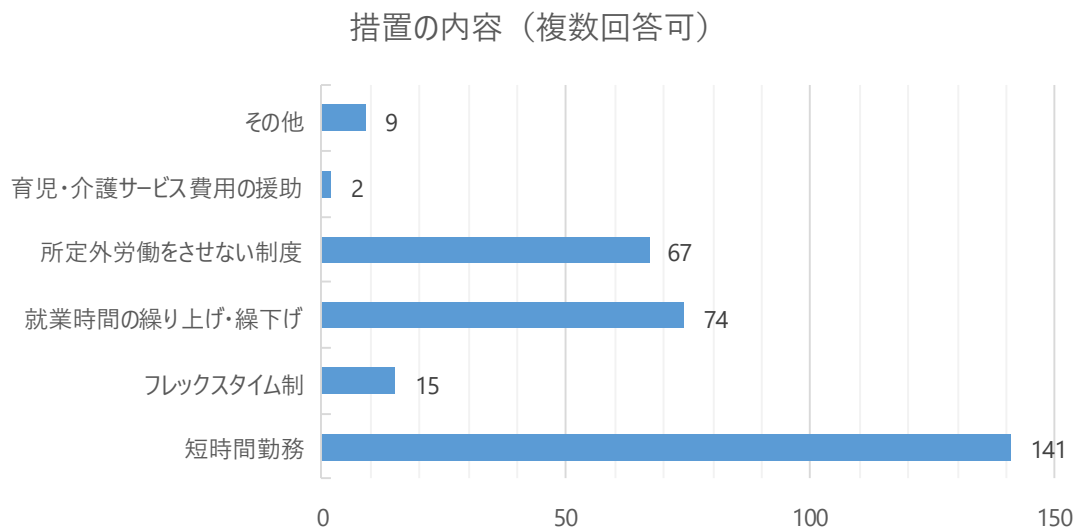
令和3年度旭川市労働基本調査によると、育児休業制度について有効回答を得た263事業所のうち、育児休業中の賃金の取扱いについては、「全額支給」が25事業所（9.5%）、「一部支給」が50事業所（19.0%）となっています。

また、介護休業制度について有効回答を得た239事業所のうち、介護休業中の賃金の取扱いについては、「全額支給」が19事業所（7.9%）、「一部支給」が37事業所（15.5%）となっています。



資料：令和3年度旭川市労働基本調査報告書

育児・介護に関わる休業制度以外の措置として、有効回答を得た172事業所のうち、回答が最も多いのは「短時間勤務」の141事業所(82.0%)、次いで「就業時間の繰上げ・繰下げ」の74事業所(43.0%)、そして、「所定外労働させない制度」の67事業所(39.0%)となっています。



(3) 企業の女性管理職等の登用

令和3年度旭川市労働基本調査によると、331事業所における正規雇用従業員数による従業員割合は、女性が23.8%となっています。女性の管理職等の登用状況は、有効回答を得た302事業所のうち部長相当職以上で8.0%（前回調査7.9%）、課長相当職で7.4%（前回調査7.9%）、係長相当職で18.1%（前回調査13.8%）となっており、大きな変化はありません。

企業の女性管理職等の登用状況

(%)

	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年	令和3年
女性従業員割合	25.7	22.9	23.7	23.2	23.8
部長相当職割合	7.6	6.0	6.9	7.9	8
課長相当職割合	8.5	6.7	9.2	7.9	7.4
係長相当職割合	18.3	15.8	16.7	13.8	18.1

資料：旭川市労働基本調査報告書（8月1日現在）

(4) 旭川市の女性管理職等の登用

令和5年4月1日現在の旭川市における行政職の職員総数は、1,905人で、そのうち、女性職員は522人（女性比率27.4%）となっています。

女性職員の管理職への登用状況は、部長職が13.9%（前年11.1%）、次長職が9.3%（前年11.6%）、課長職が13.7%（前年12.7%）で、管理職の女性割合は12.9%（前年12.2%）と前年度より増加しています。

管理職以外の登用状況は、課長補佐職15.5%（前年17.3%）、係長職21.8%（前年20.5%）となっています。

※ 行政職とは、本市における行政職（企業職）給料表適用者のうち、保育士、消防職、医療技術関係職を除いたもの

旭川市の職員・管理職の女性割合（行政職）

(%)

	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
管理職	7.9	7.5	10.9	11.0	11.6	12.2	12.9
部長	7.7	10.7	7.4	9.7	8.8	11.1	13.9
次長	9.5	10.9	12.0	12.5	11.4	11.6	9.3
課長	8.2	5.5	11.2	10.7	12.3	12.7	13.7
課長補佐	4.3	12.2	11.5	13.0	17.9	17.3	15.5
係長	16.0	18.2	19.2	21.2	20.1	20.5	21.8
職員	25.2	24.9	25.4	26.1	27.1	27.1	27.6

資料：旭川市労働基本調査報告書（8月1日現在）

8 配偶者等からの暴力防止

令和3年度の配偶者等からの暴力の相談件数は、旭川市女性相談室で81件（前年度より36件減少）、ウイメンズネット旭川で18件（前年度より7件減少）北海道立女性相談援助センターで1,461件（前年度より111件減少）となっています。

配偶者等からの暴力に関する相談件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度比増減率
旭川市女性相談室 配偶者暴力相談支援センター	86件	69件	72件	117件	81件	69.2%
ウイメンズネット旭川 ※民間女性支援団体	80件	18件	12件	25件	18件	72.0%
北海道立 女性相談援助センター	1,540件	1,445件	1,390件	1,572件	1,461件	92.9%

資料：旭川市女性活躍推進課，北海道立女性相談援助センター

配偶者等の暴力を理由とした一時保護の人数（同伴家族を除く本人分）は、北海道立女性相談援助センター及び一時保護委託（民間施設への委託）ともに減少しています。

一時保護の状況（本人分）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度比増減率
北海道立 女性相談援助センター	81人	68人	66人	40人	37人	92.5%
一時保護委託施設	138人	122人	117人	96人	92人	95.8%

資料：北海道立女性相談援助センター

9 旭川市男女共同参画苦情処理委員

「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」に基づき、平成15年8月1日から男女共同参画苦情処理委員（2名）を置き、本市の男女共同参画に関する施策や人権侵害及び差別的取扱いをはじめとする男女共同参画を阻害する事案について、申出者への助言や、必要と認めたときには、関係者に対する改善に向けての意見表明を行います。

令和4年度の申出はありませんでした。

第2次あさひかわ男女共同参画基本計画 令和4年度主要施策実施状況報告書

令和5年（2023年）10月発行



【編集・発行】

旭川市女性活躍推進部女性活躍推進課

TEL：0166（25）9785

E-mail：joseikatsuyaku@city.asahikawa.lg.jp